○経済産業省告示第二百五十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条第二項の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
企業組合大分電気サービス	大分県大分市上野丘一丁目六番十一号	平成二十八年十月二十一日

○国土交通省告示第千百五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

表岡山管制圏の項中「21時30分」を「22時」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十月三十日から施行する。

○海上保安庁告示第四十九号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　潮岬南西方浮魚礁施設灯
位置
所在地　潮岬灯台（和歌山県東牟婁郡串本町）の南南西方約二四キロメートル
北緯　三三―一〇―二三
東経　一三五―三三―五六
撤去年月日　平成二十八年九月七日
記事　一時変更

名称　横須賀港新外箱崎浮標
位置
所在地　神奈川県横須賀港第三区（新外箱崎の北端の東北東方約一四〇メートル）
北緯　三五―一八―二八
東経　一三九―三九―一二
廃止年月日　平成二十八年九月十四日

名称　船川第二号灯浮標
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（船川防波堤灯台の東南東方約七九〇メートル）
北緯　三九―五二―一七
東経　一三九―五二―二七
撤去年月日　平成二十八年九月十四日
記事　一時変更

名称　船川第四号灯浮標
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（船川防波堤灯台の北北東方約四三〇メートル）
北緯　三九―五二―四〇
東経　一三九―五二―〇五
撤去年月日　平成二十八年九月十四日
記事　一時変更

名称　東京電力東通原子力発電所専用港工事A灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約九・〇キロメートル
北緯　四一―一二―四五
東経　一四一―二四―二七
廃止年月日　平成二十八年九月十六日

名称　東京分岐水路第三号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南方約七四〇メートル）
北緯　三五―三六―二九
東経　一三九―四七―三七
廃止年月日　平成二十八年九月二十九日

名称　函館港中央ふ頭南船だまり防波堤灯台
位置
所在地　北海道函館港第二区（中央ふ頭南船だまり防波堤外端）
北緯　四一―四六―五〇
東経　一四〇―四三―二九
廃止年月日　平成二十八年九月三十日

名称　千葉港葛南市川灯台
位置
所在地　千葉県千葉港葛南区（市川漁港物揚場）
北緯　三五―四〇―〇一
東経　一三九―五六―〇二
廃止年月日　平成二十八年九月三十日

○海上保安庁告示第五十号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　新門司第三号灯浮標
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約一・六キロメートル
北緯　三三―五三―〇一
東経　一三一―〇一―二二
変更した事項
位置　正規位置の五二度約四一〇メートル
変更年月日　平成二十八年九月六日
記事　一時変更

名称　陸奥岩屋港第二北防波堤灯台
位置
所在地　青森県下北郡東通村（陸奥岩屋港第二北防波堤外端）
北緯　四一―二三―三八
東経　一四一―二四―四八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十八年九月七日

名称　江名港沖南防波堤東灯台
位置
所在地　福島県江名港（沖南防波堤東端）
北緯　三六―五七―四五
東経　一四〇―五八―一七
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二・七メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル
変更年月日　平成二十八年九月十五日
記事　一時変更

名称　江名港東防波堤灯台
位置
所在地　福島県いわき市（江名港東防波堤外端）
北緯　三六―五七―五四
東経　一四〇―五八―〇四
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二・七メートル　平均水面上から灯火まで六・五メートル
変更年月日　平成二十八年九月十五日
記事　一時変更

名称　金武中城港中城新港第四号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（金武中城港中城西防波堤東灯台の北方約一・二キロメートル）
北緯　二六―一九―〇〇
東経　一二七―五二―〇〇
変更した事項
位置　正規位置の一七二度約八四メートル
変更年月日　平成二十八年九月十五日
記事　一時変更